

『心理学検定 基本キーワード [改訂版]』訂正表 (初版第1～9刷用)

●初版第2刷で訂正済み

- ・ p.91 5行目 問題可決に必要な知識やスキル → 問題解決に必要な知識やスキル
- ・ p.117 12行目 失敗体験により自身を喪失したり → 失敗体験により自信を喪失したり
- ・ p.137 26行目、p.373 人名索引 Noele-Neumann, E. → Noelle-Neumann, E.
- ・ p.275 27行目、p.374 人名索引 Hall, E. → Hall, E. T.
- ・ p.320 引用・参考文献2本目 児玉正博 → 小玉正博
- ・ p.346 新法である少年鑑別所法の施行(2015年6月1日)に伴い、本文中の「資質鑑別」を「鑑別」に改めました。
- ・ p.347 改正少年院法の施行(2015年6月1日)に伴い、少年院の分類が「第一種」「第二種」「第三種」「第四種」の4種類に変更され、それに基づいた記述に改めました。
概要：第一種の少年院は、保護処分を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満の者を、第二種の少年院は、保護処分を受ける者であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満の者を、第三種の少年院は、保護処分を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満の者を、第四種の少年院は刑の執行を受ける者を収容する。

●初版第3刷で訂正済み

- ・ p.9 28-31行目 本文最終の一文を以下のとおり訂正。
「帰無仮説の下で、統計量が標本で得られた統計量の実現値以上に極端な値をとる確率(有意確率)が、指定された限界値(有意水準;1%または5%)未満のとき、対立仮説を採択する。」
- ・ p.34 6行目、p.100 1行目、p.371 人名索引 Gesell, A. → Gesell, A. L.
- ・ p.39 31-34行目 本文最終の一文を以下のとおり訂正。
「1988年に日本臨床心理士資格認定協会が設立され、2015年には国家資格である「公認心理師」の資格を定める公認心理師法が成立した。」
- ・ p.96 23行目 社会的習慣領域 → 社会的慣習領域
- ・ p.96 28-29行目、欄外 前習慣的水準 → 前慣習的水準
- ・ p.140 31行目、p.370 人名索引 Arnold, M. → Arnold, M. B.
- ・ p.153 20行目 ケリーは → ケリー(Kelly, G. A.)は
- ・ p.217 29行目 (→6.17参照) → (→6.18参照)
- ・ p.319 欄外 介護保険法にある介護保険施設を「指定介護老人福祉施設と介護老人保健施設(同法8条24項)」に訂正。
- ・ p.371 人名索引 ケリー(Kelley, H. H.) 130 ケリー(Kelly, G. A.) 153 に訂正。

●初版第4刷で訂正済み

- ・ p.6 24行目 量的研究は実験や調査や主体となる → 量的研究は実験や調査が主体となる
- ・ p.277 24行目、p.375 人名索引 Mace, R. → Mace, R. L.
- ・ p.312 欄外 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の最終改正は2016(平成28)年6月。
- ・ p.337 13行目、p.372 人名索引 Jeffrey, C. R. → Jeffery, C. R.

●初版第5刷で訂正済み

- ・ p.322 22行目、欄外、p.323 1行目 一般刑法犯 → 刑法犯 ※犯罪白書の定義変更に伴う。

●初版第6刷で訂正済み

- ・ p.100 5行目、p.370 人名索引 稲毛敦子 → 稲毛教子
- ・ p.312 欄外 身体障害者福祉法および知的障害者福祉法の最終改正は2017(平成29)年5月。

- ・ p.313 欄外 障害者総合支援法および児童福祉法の最終改正は 2017（平成 29）年 6 月。
- ・ p.315 15 行目、p.318、p.359 事項索引 児童福祉法の改正により、情緒障害児短期治療施設が「児童心理治療施設」に変更され、それに基づいた記述に改めました。

概要（p.315）：児童心理治療施設は、「家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となつた児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」（児福法 43 条の 2）と定められた。

- ・ p.316 25 行目、欄外、p.362 事項索引 母子保健法の改正により地域早期療育システムの具体化として、「母子健康包括支援センター」の設置が努力義務とされ、それに基づいた記述に改めました。

概要：母子健康包括支援センター 母子保健法第 22 条に定められた機関で、「市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センターを設置するように努めなければならない」とある。

- ・ p.317 27～29 行目 障害者総合支援法の改正により「居宅訪問型児童発達支援」が開始され、それに基づいた記述に改めました。

概要：障害児通所支援として、2018（平成 30）年度から、重度の障害などにより外出が著しく困難な障害児に対して行われる居宅訪問型児童発達支援が加わった。

●初版第 8 刷で訂正済み

- ・ p.72 図 2.21.2 はマッハ現象ではなく シュブルール錯視 でした。
- ・ p.99 20 行目 3 歳～10 歳 → 3 歳 10 か月～7 歳 1 か月
ただし、2017 年に改訂された WPPSI-Ⅲは 2 歳 6 か月～7 歳 3 か月

●初版第 10 刷で訂正済み

- ・ p.8 20 行目 これと対照的なのが**弁別的妥当性**であり → これと対照的なのが構成概念妥当性（「構成概念妥協性」は誤り）に属する**弁別的妥当性**であり
- ・ p.184 9・24・25 行目 いわゆる「センター入試」／大学入試センター試験 → 大学入学共通テスト
- ・ p.186 欄外 ICD ICD-10 では精神および行動の障害として…記載されている。 → 2019 年に WHO において ICD-11 が採択されている。
- ・ p.259 7 行目 学籍に関する記録は、… → 指導に関する記録は、
7-15 行目について、学習指導要領改訂に対応した記述に改めました。欄外の「**観点別学習状況**」は削除。

概要：指導に関する記録は、観点別学習状況と評定から構成され、前者は「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の 3 観点を 3 段階絶対評価で行う。後者は、小学 1・2 年はなく、3～6 年では 3 段階絶対評価で、中学校・高校では 5 段階絶対評価で行う。「特別の教科 道徳」は、学習状況および道徳性に係る成長の様子を文章で記述する。ほかに、総合的な学習の時間（高校は総合的な探究の時間）の記録、特別活動の記録、行動の記録、外国語活動の記録（小学 3・4 年生のみ）、総合所見および指導上参考となる事項、出欠の記録等がある。

- ・ p.259 23-31 行目、欄外 「**大学入試センター試験**」について、大学入試センター試験から大学入学共通テストへの変更に対応した記述に改めました。

概要：2021（令和 3）年から実施される大学入学共通テストは、思考力・判断力などを問うもので 6 教科 30 科目が出題され、各大学が利活用できる教科・科目数を選択できるアラカルト方式の試験（多肢選択方式）である。障害のある受験者に対して、2020（令和 2）年の大学入試センター試験では、3,119 名が特別措置を受けた。

- ・ p.322・323・324・339・343・346・347・348・350

犯罪・非行の統計データおよび『犯罪白書』を出典とした図等を最新の内容に更新しました。

概要：p.323 特殊詐欺の認知件数は2017（平成29）年まで増加傾向にあった（2018・2019年は減少）。

p.347 少年院は2020（令和2）年末現在、全国に48庁設置されている。

p.348 2019（令和元）年の入所者の年齢層は、男女ともに40歳代、50～64歳代の順で構成非が高くなっているが、65歳以上の高齢者の比率が年々高まっている。

●初版第11刷で訂正済み

- ・ p.7 25行目 クロンバックの α 係数であり、→ 最後の方法はクロンバックの α 係数であり、
- ・ p.8 12-13行目 予測的妥当性、併存的妥当性、弁別的妥当性などに分類できる。→ 予測的妥当性、併存的妥当性などに分類できる。
- ・ p.8 20行目 これと対照的なのが構成概念妥協性に属する**弁別的妥当性**であり → これと対照的なのが構成概念妥当性に属する**弁別的妥当性**であり
- ・ p.100 13-14行目 「新版K式発達検査」（1980）を経て「新版K式発達検査2001」（2002）に改訂され → 現在「新版K式発達検査2020」（2021）に改訂され
- ・ p.194 18-20行目 いじめについての文部科学省の定義を、いじめ防止対策推進法の施行に伴う2013（平成25）年度からの変更に合わせて以下のとおり訂正しました。

いじめについて文部科学省は「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。

- ・ p.343 欄外 「**検察官送致**」について、少年法等の一部を改正する法律の施行（2022年4月1日）に基づき記述を追加しました。
…なお、2022（令和4）年4月施行の改正少年法において、民法上の成年年齢に達する18・19歳は新たに「特定少年」と位置づけられ、検察官送致される対象事件が拡大されることとなった。
- ・ p.347 欄外 「**少年院法**」について、少年法等の一部を改正する法律の施行（2022年4月1日）に基づき記述を追加しました。
…なお、2022（令和4）年4月施行の改正少年院法に基づき、18・19歳の「特定少年」で保護処分の執行を受ける者を収容する第五種の少年院が設置される。

●初版第12刷で訂正済み

- ・ p.85 20行目 母親をから引き離された → 母親から引き離された
- ・ p.100 13行目 「K式発達検査」（1950～1951）は、現在「新版K式発達検査2020」（2021）に改訂され → 「K式発達検査」（1951）は、現在「新版K式発達検査2020」（2020）に改訂され

●初版第13刷で訂正済み

- ・ p.108・183・257 WPPSI、WISC、WAIS を最新の日本版の内容に更新しました（以下、*は補助検査、**はオプション検査）。

概要：WPPSI-III…指標間や下位検査間のディスクレパンシー（得点差）比較、および下位検査レベルでの強みと弱みの判定によって、プロフィールをより詳細に分析することができる。2歳6か月～3歳11か月適用は、言語理解指標（VCI）が〈ことばの理解〉〈知識〉、知覚推理指標（PRI）が〈積木模様〉〈組合せ〉からなり、語い総合得点（GLC）に〈絵の名前*〉〈ことばの理解〉が加わる。4歳0か月～7歳3か月適用は、言語理解指標（VSI）が〈知識〉〈単語〉〈語の推理〉〈理解*〉〈類似*〉、知覚推理指標（PRI）が〈積木模様〉〈行列推理〉〈絵の概念〉〈絵の完成*〉〈組合せ*〉、処理速度指標（PSI）が〈符号〉〈記号探し*〉からなり、語い総合得点に〈ことばの理解**〉〈絵の名前**〉が加わる。

WISC-IV…合成得点（全検査IQと4つの指標得点）や下位検査評価点に加え、7つのプロ

セス得点が算出でき、検査結果についての詳細な情報が得られる。適用範囲は5歳0か月～16歳11か月。各指標は、言語理解指標が〈類似〉〈単語〉〈理解〉〈知識*〉〈語の推理*〉、知覚推理指標が〈積木模様〉〈絵の概念〉〈行列推理〉〈絵の完成*〉、ワーキングメモリー指標（WMI）が〈数唱〉〈語音整列〉〈算数*〉、処理速度指標（PSI）が〈符号〉〈記号探し〉〈絵の抹消*〉からなる。

WAIS-IV…全検査IQと4つの指標得点、補助の得点の一般知的能力指標（GAI）が算出できる。適用範囲は16歳0か月～90歳11か月。ただし、〈バランス〉〈語音整列〉〈絵の抹消〉については16～69歳のみ。各指標は、言語理解指標が〈類似〉〈単語〉〈知識〉〈理解*〉、知覚推理指標が〈積木模様〉〈行列推理〉〈パズル〉〈バランス*〉〈絵の完成*〉、ワーキングメモリー指標が〈数唱〉〈算数〉〈語音整列*〉、処理速度指標が〈記号探し〉〈符号〉〈絵の抹消*〉からなる。

・ p.194 欄外 齊藤環 → 斎藤環

・ p.322・323・324・333-334・339・342-343・344・345・346・347・348・349

本文の全体的な記述、統計データおよび『犯罪白書』を出典とした図等を最新の内容に更新しました（第12刷までの内容も、学習上の大きな支障はありません）。

●初版第14刷で訂正済み

・ p.108・183・257 WISCを最新の日本版の内容に更新しました。

概要：WISC-Vは、10の主要下位検査と6の二次下位検査で構成され、全般的な知能を表すFSIQ、主要指標、補助指標の3つの指標レベルで解釈を行うことができる。主要指標は、言語理解指標（VCI）、視空間指標（VSI）、流動性推理指標（FRI）、ワーキングメモリー指標（WMI）、処理速度指標（PSI）、補助指標は、量的推理指標（QRI）、聴覚ワーキングメモリー指標（AWMI）、非言語性能力指標（NVI）、一般知的能力指標（GAI）、認知熟達度指標（CPI）からなる。

・ p.285 18行目 ブランド・ロイヤリティ → ②ブランド・ロイヤリティ

・ p.312-313・314・316・317

身体障害者福祉法（2022〈令和4〉年6月改正）、知的障害者福祉法（2022〈令和4〉年6月改正）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（2022〈令和4〉年5月改正）、児童福祉法（2022〈令和4〉年6月改正）の最終改正に対応した記述に改めました。

概要：里親支援センターが児童福祉施設の一つとして、2024（令和6）年度から新たに設置されることが定められた。

母子健康包括支援センターは、今後、こども家庭センターとして展開される。

児童発達支援センターの役割・機能の強化が示され、障害種別によらない発達支援を提供することなど、地域の中核的役割を担うように展開されることとなった。

・ p.319 24行目 福祉施設の職員に関する主な資格として、「公認心理師」を追加しました。

●初版第15刷で訂正予定

・ p.19 8行目、p.375 人名索引 Young, C. → Young, T.

・ p.83 20行目 扁桃腺へんとうせんやリンパ腺などの分泌組織 → 扁桃へんとうやリンパ節などのリンパ系組織

・ p.99 22行目 WISC-IV知能検査 → WISC-V知能検査

以上

株式会社 実務教育出版